

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～5月31日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

4月28日から、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加

5月12日から、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第31条の6第2項に基づき、その他の地域においては、法第24条第9項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。

- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 <u>5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加</u>	その他区域
営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項） ・営業時間は 5 時から 20 時まで （酒類の提供（ <u>利用者による酒類の店内持込みを含む</u> ）は 11 時から 19 時まで 但し、4 月 28 日からは終日停止）	営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項） ・営業時間は 5 時から 21 時まで （酒類の提供は 11 時から 20 時まで 但し、4 月 28 日からは、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）
まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項） ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項） 同左

必要に応じて以下の措置を講じる。 ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第 1 項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。（5 月 12 日より）

<u>[U1]施設区分</u>	<u>措置区域</u>	<u>その他区域</u>
<u>劇場、観覧場、映画館、演芸場 など</u> <u>集会場、公会堂など</u> <u>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など</u>	<u>1000平米超：21時までの営業時間短縮の要請</u> <u>1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ</u> <u>※但し、イベント開催以外の場合は20時まで</u>	<u>21時までの営業時間短縮働きかけ</u>
<u>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</u>	<u>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする</u> <u>※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内</u> <u>入場整理等の働きかけ</u>	
<u>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など</u>	<u>1000平米超：20時までの営業時間短縮の要請</u> <u>1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</u> <u>※但し、イベント開催の場合は21時まで</u>	<u>21時までの営業時間短縮働きかけ</u>
<u>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など</u>	<u>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内</u> <u>入場整理等の働きかけ</u>	

<u>スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など</u> <u>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</u> <u>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など</u>	1000平米超：20時までの営業時間短縮の要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ	21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	
<u>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など</u>	1000平米超：20時までの営業時間短縮の要請（但し生活必需物資を除く） 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）	21時までの営業時間短縮の働きかけ（但し生活必需物資を除く）
	入場整理等の働きかけ	
<u>スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など</u>	感染防止対策の徹底等	
<u>幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設 大学</u>	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
<u>葬祭場</u>	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む）の働きかけ	
<u>図書館</u>	入場整理の働きかけ	
<u>ネットカフェ、マンガ喫茶 など</u> <u>銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など</u>	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 <u>5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加</u>		その他区域
収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供 <u>(利用者による酒類の店内持込みを含む)</u> は11時から19時まで (但し、4月28日からは終日停止の協力要請)		営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで 但し、4月28日からは、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請 (法第 24 条第 9 項) ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ		

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて、2週間あまりが経過しました。この間のGW期間中、多くの県民や事業者の皆さんに、外出自粛や営業時間の短縮など、県からの要請に応えていただいたことに、深く感謝します。

GW中の人出は、感染拡大前と比べると減少したものの、昨年の同時期と比べると大幅に増加しました。新規感染者の急拡大は抑えられていますが、連日、200人を超える日が続いており、感染状況を測る各指標も、ステージⅢの基準を超えています。感染力が強い変異株も広がりを見せており、現時点で対策を緩められる状況にはありません。

こうした中、昨日、国は、本県を対象とした、まん延防止等重点措置の期間を、5月31日まで延長することを決定しました。

県民や事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることとなり大変心苦しいですが、感染爆発による緊急事態宣言といった事態に陥らないためにも、改めて、次の事項を要請します。

（事業者の皆さんへ）

- これまで、9市を対象としていた、まん延防止等重点措置を行う区域（措置区域）に、5月12日から、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の6市2町を新たに加えます。
- これら措置区域内の飲食店には、重点措置期間中、20時までの時短営業と、酒類・カラオケ設備の提供の終日停止を要請します。また、客による酒類の持ち込みは禁止します。
その他区域の飲食店には、21時までの時短営業と、カラオケ設備の提供の終日停止を要請します。酒類の提供については、本数の制限や、時間制など、店舗の実情にあった対応をお願いします。
- 時短要請に応じていただいた飲食店には、協力金を支給します。その際、措置区域においては、酒類の提供停止、その他区域においては、酒類の提供を20時までとしていただく必要があります。また、措置区域内外を問わず、カラオケ設備の提供停止、感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨を支給要件とします。
- 県はマスク飲食実施店認証制度を立ち上げ、飲食店の感染防止対策を支援しています。マスク飲食をはじめ、アクリル板の設置などの感染防止対策の徹底をお願いします。
- 措置区域内における1,000平米を超える大規模な集客施設においては、20時までの営業時間の短縮を要請します。
要請に応じていただいた施設には、協力金を支給します。

- また、県内全ての集客施設においては、施設内外で混雑が生じないように、入場制限など、入場整理の徹底をお願いします。
- 引き続き、在宅勤務の徹底を図るとともに、従業員に対する会食の自粛や不要不急の外出自粛等の周知をお願いします。

（県民の皆さんへ）

- 生活に必要な場合を除いて、外出や県境を跨ぐ移動は、引き続き自粛をお願いします。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。外食する際は、昼夜を問わず、マスク飲食の徹底をお願いします。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方とのホームパーティーなどは、絶対にやめてください。
- 発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校やクラブ活動等の参加は、やめてください。
- 現在、県内でも変異株による感染者が増加しています。変異株は感染力が非常に強く、若年層でも重症化リスクが高い可能性が指摘されていますので、少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えは厳禁です。

皆さん一人ひとりの感染防止対策の徹底が、ご自身の、さらには、大切なご家族や仲間のいのちを守る鍵となります。

改めて、新型コロナウイルスはどこにでもいるという意識を、今一度、強くもっていただき、日常のあらゆる場面で、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等で遮蔽）・K（距離と換気）の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、医療機関に対して、患者を直ちに受け入れられる病床数の拡大を要請するなど、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいます。

県民総ぐるみで、この難局を乗り切れるよう、引き続きご協力をお願いします。

令和3年5月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治

事業者の皆様へ

別紙

○令和3年4月28日～5月11日

No1

- 飲食店等に対する要請（令和3年4月28日～令和3年5月11日）
 - まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)の飲食店等に対し、20時までの時短営業【要請】（酒類の提供は終日停止）
 - まん延防止等重点措置区域以外の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】（酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）
 - 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示」及び「マスク飲食の推奨」などを条件
 - 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、まん延防止等重点措置区域内の施設は、20時までの時短営業(酒類の提供は終日停止) それ以外の施設は、21時までの時短営業(酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)【お願い】
 - 感染防止のために必要な措置(手指の消毒設備の設置、飲食店に対するカラオケ設備提供の終日自粛 等)
- 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年5月11日）
 - 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
 - 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
 - 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ
- イベントの開催制限について
 - 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
 - 併せて時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）
 - 措置区域内は、酒類の提供は終日停止の協力要請
 - その他区域は、酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応

時 期	収容率	人数上限	営業時間
4月19日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域：20時まで
			措置区域外：21時まで

※ 既存販売分については適用しない

- 大学や学校への要請について（～令和3年5月11日）
 - 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
 - 感染防止のための所要の措置を講じること
 - 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- その他（お願い事項）
 - 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
 - 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
 - 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守
 - 大規模な集客施設(劇場・映画館・デパート等)に対し、施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
 - 鉄道事業者に対し、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便

○令和3年5月12日～5月31日

- 1 飲食店等に対する要請（令和3年5月12日～令和3年5月31日）
- まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市に加え、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町)の飲食店等に対し、20時まで(酒類の提供は終日停止(店内持込を含む))の時短営業【要請】
(酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止)
 - まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】
(酒類の提供は11時から20時まで・酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)
 - 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示」及び「マスク飲食の推奨」、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止」などを条件
措置区域においては、酒類の提供(店内持込を含む)を終日停止も条件

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 1000平米超:(法第24条9項) 21時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 21時※までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	21時までの営業時間短縮の働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場 など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 1000平米超:(法第24条9項) 20時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 20時※までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	21時までの営業時間短縮の働きかけ
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超:(法第24条9項) 20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 20時までの営業時間短縮の働きかけ	21時までの営業時間短縮の働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超:(法第24条9項) 20時までの営業時間短縮要請※ 1000平米以下: 20時までの営業時間短縮の働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 21時までの営業時間短縮の働きかけ

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

②その他措置等(時短要請等以外)については下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

③①②の施設で共通の措置等は下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

措置区域	その他区域
○ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止の働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時 期	収容率	人数上限	イベント開催時間
5月12日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域:21時まで
			措置区域外:21時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について(～令和3年5月31日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 その他(お願い事項)

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守